

掛川市告示第32号

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号。以下「条例」という。）第20条の4第3項第2号及び第4項2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの」及び条例同条の4第5項第2号中「法第2条第1項第3号及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの」を次のように定める。

令和5年3月27日

掛川市長 久保田 崇

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定手数料区分の基準

- 1 条例第20条の4第3項第2号及び第4項2号のその他の場合の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準とする。
- 2 条例第20条の4第3項第2号及び第4項第2号のその他の場合の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ(2)に規定する基準
- 3 条例第20条の4第5項第2号のその他の場合の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定

する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)、(3)及び第10条第2号イ(2)並びに第1条第1項第2号ロ(2)、(3)及び第10条第2号ロ(2)に規定する基準とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。